

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年1月1日 14時30分ごろ
発生場所	京浜港川崎第2区 横浜大黒防波堤東灯台から真方位086°1,630m付近 （概位 北緯35°27.5′ 東経139°43.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{ながはら} 長原丸は、漂泊中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年3月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 長原丸、1.1トン 230-52559東京、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力36.8kW、回転数毎分5,000、3気筒、ボア67mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で京浜港横浜第3区に向け、東京都大田区の定係地を出発した。 船長は、漂泊して釣りをした後、釣り場を移動することとし、船外機を始動して回転数を上げたところ、船外機が停止し、再始動できなかった。 船長は、118番通報し、本船は来援した巡視艇に神奈川県横浜市所在の海上防災基地付近の岸壁にえい航された。 整備会社担当者は、翌日、本船の船外機を開放点検し、キャブレターに水混じりのガソリンを認め、船外機に供給されたガソリンが燃焼できなくなったと判断し、キャブレターの清掃及び容量が約30ℓのFRP製の船体固定式燃料油タンク（以下「燃料油タンク」という。）の水抜きが行われ、本船は定係地に帰航した。 船長は、適宜、携行缶から燃料油タンクにガソリンを補給して使用しており、結露によって燃料油タンクの底部に水が溜まり、燃料油タンクから船外機に水混じりのガソリンが送油され、船外機が運転できなくなったのではないかと本インシデント後に思った。 船長は、本インシデント発生の約1年前に燃料油タンクの水抜きを

	実施していた。
分析	本船は、燃料油タンクの水抜きが約１年前に実施されていた中、漂泊中、船外機を始動した際、燃料油タンクの底部に溜まった水と共にガソリンがシリンダ内に送油されたことから、ガソリンが燃焼されず、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 燃料油タンクは、結露によって底部に水が溜まったものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、燃料油タンクの水抜きが約１年前に実施されていた中、漂泊中、船外機を始動した際、燃料油タンクの底部に溜まった水と共にガソリンがシリンダ内に送油されたため、ガソリンが燃焼されず、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操船者は、適宜、燃料油タンクの水抜きを実施すること。 ・ 操船者は、適宜、燃料油タンクを清掃すること。